

ハ、本機關の協議事項は、それ／＼黨及び本會議の正式機關の決定を経るに非ざれば決議としての効力を發生せず。

ハ、尙、社會大衆黨勞動委員會及び本會議政治委員會は、當分、本機關とは別個の機關として存続（人的には重複するものもあるだらうが）せしめ、本機關の實蹟に鑑みて、この改廢を考慮すべきものとす。

四、右各項の具體化のために、本會議執行委員會は社會大衆黨本部と折衝すること。

實 行 方 法

新執行委員に一任

